

農業振興地域整備基本方針変更の概要

1 農業振興地域整備基本方針の策定及び変更の沿革

沿革	策定・変更年月日	変更理由
策定 変更	昭和45年3月23日 昭和51年3月30日	農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律（昭和50年法律第39号）により、農業用施設用地が農用地区域の対象となったため等
変更	昭和54年1月31日	農業振興地域指定予定地域に上野村、中里村、草津町を加えるため等
変更	昭和55年8月25日	農業振興地域指定予定地域に勢多郡東村、水上町を加えるため等
変更	昭和60年8月13日	農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律（昭和59年法律第55号）により、「農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項」「農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項」を新たに加え、「農地保有の合理化に関する事項」を「農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項」に改めるため等
変更	平成17年1月11日	農林水産大臣が平成12年3月17日に定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき変更
変更	平成22年12月1日	農林水産大臣が平成22年6月11日に定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき変更 この変更から「確保すべき農用地等の面積の目標」を設定
変更	平成28年6月16日	農林水産大臣が平成27年12月24日に定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき変更
変更	令和3年6月16日	農林水産大臣が令和2年12月8日に定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき変更

2 変更理由

令和7年3月に「食料・農業・農村基本計画」が見直され、これに基づき国において定める「農用地等の確保等に関する基本指針」が令和7年6月27日付けで変更された。

県は、国の基本指針に基づき、新たに令和17年を目標とした「確保すべき農用地等の面積の目標」の設定等、優良な農地の確保とその有効利用に向け、農業振興地域制度の適切な運用を図るため、変更するもの。

3 主な変更点

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

「令和 17 年において確保すべき農用地等の面積の目標」を 53,000ha と設定した。

(前回の変更では、令和 12 年の面積目標を 54,000ha と設定)

(2) その他

- ・「環境負荷低減・資源循環型農業への転換」の記載を追加した。

- ・国基本指針の変更に合わせた文言の修正

- ① 「農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源」→「農地は、農業生産の基盤」

- ② 「県の確保すべき農用地等の面積の目標」→「県面積目標」に省略

- ・そのほか、現在の状況に沿う文言、表現等に修正した。

4 変更後の基本方針の概要

別紙のとおり

農業振興地域整備基本方針

概 要

農地は、農業生産の基盤である。安定的な食料供給力の確保を図る観点のみでなく、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し持続するためにも、保全・確保していく必要がある。

このため、県土総面積約63万6千haのうち、約33万haを農業振興地域として指定し、令和17年に確保すべき農用地等の面積の目標を5万3千haに設定し、これらの地域で農業に関する公共投資、その他農業振興に関する施策を計画的に推進する。

上記を達成するため、以下のとおり基本事項を定める。

- 1 農業生産基盤の整備
- 2 農用地等の保全
- 3 農業経営の規模拡大
- 4 農業近代化施設の整備
- 5 担い手の育成・確保
- 6 農業従事者の安定的な就業の促進と農村生活環境施設の整備

1 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構との連携を一層強化し、担い手への農地集積・集約化を促進とともに、農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を計画的に推進し、農業用用排水施設についても、計画的な補修・更新等を行い、機能の安定的な発揮を図る。

さらに、スマート農業の導入や環境と調和した農業の推進といった新たな政策課題に対応しつつ、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全を実施し、持続可能で良好な営農条件を備えた農地の確保を図る。

2 農用地等の保全

農地中間管理機構による担い手に対する農地の集積・集約化の促進、多面的機能支払交付金を活用した地域で取り組む協働活動による農地維持の促進、中山間地域等直接支払制度による生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動等の継続に対する支援、農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保等により、荒廃農地の発生を抑制・防止する。

また、遊休農地に関する措置の状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理及び客土等により、通常の農作業による耕作が可能になると見込まれた農用地区域内の荒廃農地を解消し、農用地の維持、保全及び有効利用を図る。

3 農業経営の規模拡大

効率的かつ安定的な農業経営の育成に当たり、土地利用型農業では、ほ場整備等による農業生産基盤の強化を図るとともに、地域の実情に応じて、県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等関係機関が連携して、担い手への農地の集積・集約化による経営規模の拡大を推進するとともに、スマート農業技術等による農作業の効率化や生産性の向上を図る必要がある。

また、集約型農業については、高収益作物や加工部門の導入、生産技術の高度化、ブランド化に向けた取組等を総合的に推進し、高品質化や高付加価値化を図る必要がある。

4 農業近代化施設の整備

需要動向に即応した地域農業生産を基本に、スマート農業技術等による省力化やコスト低減、生産量の増大、高品質・高付加価値化、高温耐性品種の開発等による収益性の高い農業生産を積極的に進める。さらに、地域の特性を生かして新たな付加価値を生み出す6次産業化等の農村ビジネスを推進する。また、有機農業に代表される環境負荷低減・資源循環型農業への転換を進め、農業を持続可能なものとしていく。

そこで、技術改善による生産性の向上に加え、生産・流通・加工・販売等を通じた組織の育成等とともに、農業近代化施設、流通加工施設等の計画的整備を推進する。

5 担い手の育成・確保

学校教育において農業に対する理解促進を図り、農林大学校においては次代の農林業を担

う経営者等を養成するとともに、就農希望者への就農準備のための研修事業を充実し、意欲ある多様な担い手の確保・育成対策を推進する。

円滑な就農を支援するため、就農準備に必要な資金の手当てや生産基盤となる農地の円滑な取得について配慮を行うとともに、有効な情報提供や就農後の経営向上対策を行い、効率的かつ安定的な担い手の育成・確保を図る。

6 農業従事者の安定的な就業の促進と農村生活環境施設の整備

担い手の育成・確保及び高齢者等の意欲と能力に応じた農業への就業を図りつつ、農林産物処理・加工施設により農林産物の高付加価値化を図り、直売施設、食材供給施設、総合交流促進施設等の活用や新規設置を支援することにより就業機会を創出する。

さらに、都市との交流、観光と農業との結合等の推進の成果を活用し、農業振興対策と併せて安定的な就業機会の確保を図る。

あわせて、農業従事者の生活環境の向上、健康増進や自主的な共同活動の展開等による地域の活性化のため、農村生活環境施設の保全整備を図る。